

平成15年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏三様

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備  
事業に関する事業者選定審査会

委員長 宮脇 淳

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業に関する事業者選定審査会中間報告

標記のことについて、本審査会は、事業者選定に関する事項、その他、本事業の推進に  
関して必要な事項を、平成14年12月20日及び平成15年3月16日に審査会を開催  
し、建築、環境、スポーツ、金融、行政等の幅広い見地から審議を行った。その審議内容  
を下記の通り取りまとめたので中間報告致します。

記

(落札者決定基準について)

落札者の決定に当たっては、入札説明書及び要求水準書を全て満たしていることを確認  
した上で、応募する民間事業者の創意工夫の結果を適切かつ客観的に評価するため、入札  
価格、施設計画、維持管理・運営計画の提案内容及び資金調達計画・リスク分担等を含む  
事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合評価しなければならない。

本事業の総合評価は、環境への配慮や運営計画等の入札価格以外の項目に配慮し、入札  
価格以外と入札価格との配点比率を7：3とした。

また、価格以外の項目の中でも、尼崎21世紀の森構想のテーマ「環境の回復・創造、  
美しい風景の創出」にふさわしい設計・建設、「都市の森(人が交わる森)」として利用者  
のニーズに応える独自の創意工夫ある運営プログラム、ライフサイクルコストの視点等を  
重視し、点数の配分を下記のとおりとした。

審査項目	配点
入札価格以外	70点
施設の設計・建設に関する事項	25点
施設の維持管理に関する事項	15点
運営計画に関する事項	20点
事業計画に関する事項	10点
入札価格	30点

( プール等の施設利用者の需要変動への対応について )

施設の運営に当たっては、可能な限り民間が創意工夫を発揮し、民間の経営意欲を高めることが必要である。そのため、民間が施設利用者の需要変動リスクを持つことで、民間の企業努力を評価することのできるシステムを構築することが望ましい。しかし、長期的な社会経済情勢の変化など、行政がある程度の需要変動リスクを負担すべき部分もあり、県と民間が1：2で負担することが妥当である。

( 健康増進施設の必要性について )

尼崎の森中央緑地の利用については、年齢的にも地域的にも、幅広い利用者層が想定される。このため、プール施設と併せ健康増進施設を整備し、魅力づくりや一層の機能向上等を図ることが必要である。その際、民間事業者のノウハウを活用した効率的・経済的な運営を行うため、健康増進施設の設計・建設・運営に対し、民間から自由提案を求めることは有効な手段である。

以上